

医療情報取得加算について

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。令和6年6月より、国が定めた診療報酬算定要件に医療情報取得加算として、以下の点数を算定します。

マイナ保険証を利用しない場合

(マイナ保険証を利用しても診療情報提供に同意されない場合)

- ・ 医療情報取得加算1 初診時 3点 (月1回)
- ・ 医療情報取得加算3 再診時 2点 (3月に1回)

マイナ保険証で診療情報提供に同意された場合

- ・ 医療情報取得加算2 初診時 1点 (月1回)
- ・ 医療情報取得加算4 再診時 1点 (3月に1回)

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

平成眼科病院